

9

第 23 回総会議事録

(令和 7 年 5 月 23 日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第23回総会 議事録	
日 時	令和7年5月23日（金曜日）14時00分～15時40分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者 の状況	総農業委員数 12名 出席農業委員数 12名 欠席農業委員数 0名（別添出席状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0名）
議 題	第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について 第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について 第5号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について 第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について 第7号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 第8号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について 第9号議案 地域計画の案に関する意見聴取について 第10号議案 農用地利用集積等促進計画の意見照会について 第11号議案 農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査について 第12号議案 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の実施状況の公表について 第13号議案 横浜市南西部農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について
2 報告事項	第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理について 第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について 第5号 特定農地貸付けの変更について 第6号 農地の転用事実に関する照会の回答について

	<p>第7号 農地法第3条許可審議案件（令和6年度第21回総会議案）に対する取り下げについて</p> <p>3 その他</p> <p>「地域計画に関するアンケート調査への協力のお願い」について説明</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>3号 許可 4号 許可 5号 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>4号 保留</p> <p>第3号議案</p> <p>36号 取下 2号 許可相当 3号 許可相当 4号 許可相当 5号 許可相当</p> <p>第4号議案</p> <p>4号 承認 5号 承認</p> <p>第5号議案</p> <p>106号 承認 5号 承認 6号 承認 7号 承認 8号 承認 9号 承認 10号 承認</p> <p>第6号議案</p> <p>1号 承認</p> <p>第7号議案</p> <p>2号 承認 3号 承認</p> <p>第8号議案</p> <p>泉79 承認 瀬谷14 承認</p> <p>第9号議案 意見なし</p> <p>第10号議案 意見なし</p> <p>第11号議案 意見なし</p>

	第 12 号議案 承認 第 13 号議案 承認
議 事	
事務局	(開会 14 時 00 分) 農業委員会会議規則により矢島会長が議長になる。出席委員数報告。
議長	第 23 回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は 12 名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第 23 回総会を開会いたします。議事録署名人は、廣瀬委員と森委員にお願いします。
議長	それでは第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対する処分について」受付番号 3 号について審議します。事務局から受付番号 3 号について、説明をお願いします。
事務局	<第 1 号議案受付番号 3 号を朗読>
根本委員	議案の詳細については田邊推進委員から説明します。
田邊推進委員	申請地は、岡村中学校から南西へ約 390m の市街化区域です。平成 24 年より譲受人のグループ法人が譲渡人から賃借していた農地で、若者の自立就労支援として、農業を通じた職業体験の場として活用されていました。今回、譲受人のグループ法人組織の再編成に伴う事業譲渡により、若者の自立就労支援の運営法人が変更となるため、新たに賃借権を設定するものです。譲受人には、今回の申請地以外に所有権を有する農地はありません。現地は、肥培管理良好であり、引き続き露地野菜の栽培を行い、農業を通じた職業体験の場として活用されることです。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
	第 1 号議案受付番号 3 号について、許可とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 1 号議案受付番号 3 号については、許可とします。
議長	次に、受付番号 4 号について審議します。事務局から受付番号 4 号について、説明をお願いします。
事務局	<第 1 号議案受付番号 4 号を朗読>
矢島会長	申請地は県立金井高校から北へ約 130m の農振白地 1 筆です。譲受人が利用権設定により借り入れてビニールハウスを設置し、トマトの水耕栽培を行っている土地の所有権を取得するものです。申請地を含む譲受人の経営農地はすべて肥培管理良好です。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
	第 1 号議案受付番号 4 号について、許可とすることに異議なしとする方

	は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第1号議案受付番号4号については、許可とします。
議長	次に、受付番号5号について審議します。事務局から受付番号5号について、説明をお願いします。
事務局	<第1号議案受付番号5号を朗読>
矢島会長	申請地は長尾台子どもの遊び場から南西へ約190mの農用地1筆です。農地の維持管理が困難になったため農業を廃止する譲渡人から譲受人が購入するものです。譲受人は北側隣接の農地を所有しており、露地野菜を栽培しています。申請地も露地野菜畑として利用する予定です。譲受人の経営農地はすべて肥培管理良好です。御審議よろしくお願いします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
	第1号議案受付番号5号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第1号議案受付番号5号については、許可とします。
議長	続きまして、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」受付番号4号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第2号議案受付番号4号保留について朗読>
議長	ただいま事務局から説明があったように、第2号議案受付番号4号については、本総会では保留とします。
議長	続きまして、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。受付番号36号は、取り下げということです。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第3号議案受付番号36号取り下げについて朗読>
議長	受付番号36号は、事務局説明のとおりです。
議長	続いて、受付番号2号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<第3号議案受付番号2号を朗読>
矢島会長	議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	申請地は譲受人が土地を貸借し資材置き場として整備するものです。譲受人は土木工事等を業としています。譲受人が現在貸借している資材置き場は狭く作業時に危険があります。また、工事資材や土砂について、譲受人自社で用意できるよう元請けから求められています。そのため資材置き場を新たに設置し、土砂置き場、資材置き場、駐車場6台分を設置します。これらの設置のための必要最低限の面積となっています。申請地の東側は

	宅地、資材置き場、西側は宅地、南側は道路、北側は宅地となっています。また、2筆の間は東西に幅2mの水路が入っています。場内は通行路及び駐車場部分は碎石舗装し、その他土置き場、資材置き場は土敷きとします。雨水は自然浸透により処理します。隣地との境は万能鋼板を設置します。水路上の通過については、厚さ2cmの鉄板を敷きその上を通行します。その他、周囲の農地に影響はありません。御審議よろしくお願いします。
議長 奥村委員	御意見、御質問はありませんか。
事務局	周囲3方向が住宅となっており、最近このような案件が増えているような気がするのですが、隣地の方は了解されているのでしょうか。
石井豊委員	計画については、事前に住宅の所有者に十分な説明を行っていると、代理人から伺っています。
事務局	代理人から説明を受けているということでしたが、口頭で確認を受けたということでしょうか。というのも、以前、「隣地に説明はした」と事務局には説明しているが、実際には説明がされていないというケースがありました。隣地に説明はしているという話で、物事が進んでしまっており、後から「説明を聞いていない」と申し出ると、慌てて事業者が説明に来ることがありました。これについてはいかがでしょうか。
石井豊委員	具体的な説明手法については、事務局では確認は行っていません。ただし今回の計画は、3mの安全鋼板を設置するため、近隣の方にしてみれば影響を受ける工事となりますので、トラブルにならないようきちんと説明をするよう事務局から伝えており、トラブルはないと言われていますが、具体的な説明方法については確認しておりません。
事務局	性善説で事業者の説明を信じるということで、これまでやってきてると思うのですが、今後、文書で近隣の方から説明を受けたという書類を受け取る取り扱いにはならないものでしょうか。
石井豊委員	おっしゃる通り、万全を期すのであれば隣接地の方の同意書を取るというのが最善の方法と我々も認識はしているのですが、農地法上、隣接地の同意がなければ不許可にする、ということが法律上できません。現在は口頭で確認を取っていますが、石井委員のおっしゃるように書面で確認を取るのは確実な方法かなと思います。
事務局 議長	同意というより、「○月○日に説明を受けました」というサインがあつてもしかるべきなのかなと思いました。
委員 議長	現状は口頭で確認をする手法となっています。 御意見がなければ、採決を行います。 第3号議案受付番号2号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。 (総員挙手) 総員挙手と認め、第3号議案受付番号2号については、許可相当とします。

議長	続いて、第3号議案受付番号3号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<第3号議案受付番号3号を朗読>
矢島会長	議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	申請地は譲受人が戸塚 IC 関連事業における自立山留式擁壁工事施工のために土地の一部を賃貸借し、仮設作業所として一時的に使用します。一時転用のため、工事完了後は耕起し、令和8年3月 31 日までに農地として優良に耕作できる状態に復元します。戸塚 IC 関連事業の工事予定支線の擁壁に沿って農地があるため、やむを得ず申請地を転用するもので、工事のための必要最低限の面積となっています。申請地は2筆に分かれ、2筆の間には北西から南東へ国有地道路予定地があります。東側は国有地、西側は国有地、畑、南側は畑、北側は道路となっています。場内はクレーン 50t 作業部分のみ鉄板を敷き、作業員のみが作業する土地は土木シートを敷きます。雨水は自然浸透としますが、素掘り側溝と土嚢により南側雨水桟にて排水します。安全対策としては、周囲に仮囲いを設置し、誘導員1名を配置します。周囲の農地には影響はありません。御審議よろしくお願いします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
	第3号議案受付番号3号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第3号議案受付番号3号については、許可相当とします。
議長	続いて、第3号議案受付番号4号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<第3号議案受付番号4号を朗読>
矢島会長	議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	申請地は譲受人が土地を賃借し、資材置き場を整備するものです。譲受人は型枠の加工、配送、設置を業としています。受注量の増加に伴い、現在2か所ある資材置き場では不足しているため、新たに申請地を利用する計画です。申請地には型枠の製造場所、保管場所に加えて従業員や来客者用の車両置き場を 14 台分設置します。これらの設置のための必要最低限の面積となっています。申請地は東側が宅地、西側は道路、南側は畑、水路、駐車場、北側は宅地となっています。隣地境界の申請地外周部分にはコンクリートブロック 2段積みと 4段積み及び鋼板土留め、単管を設置します。場内は碎石舗装し、雨水は自然浸透及び浸透管による浸透とあわせて処理します。周囲の農地に影響はありません。御審議よろしくお願いします。
議長	御意見、御質問はありますか。

奥村委員 事務局	水路があるということですが、どういう状況でしょうか。 申請地の西側に接道があり、非常に狭くなっています。水路はすでに埋まっており全く機能していません。必要最小限となりますが、道幅が狭いため、水路の上を通行する必要があるため、戸塚土木事務所に了解を得たという状況です。
議長	御意見なれば、採決を行います。 第3号議案受付番号4号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第3号議案受付番号4号については、許可相当と決定します。
議長	続いて、第3号議案受付番号5号について、事務局から説明をお願いします。
事務局 森委員 門倉推進委員	<第3号議案受付番号5号を朗読> 議案の詳細については門倉推進委員から説明します。 申請地は新橋小学校から北に約300mに位置しています。譲受人が所有権を移転し、車両置き場として整備するものです。譲受人は土木建設機械等の販売や保守整備が主な業務となっています。本社は東京都の新島ですが、申請地の南側100mほどのところに資材置き場があります。現在その資材置き場で油圧ショベルの部品交換、修理等を行っています。修理前後の車両も資材置き場で保管していますが、面積が狭く車両出入り等の安全面に非常に問題があります。また、譲受人は重機レンタルも行っており、現在、相模原市南区に車両置き場があります。申請地はその車両置き場としても利用するということです。現地は2,600m ² ほどあります。申請地内の東側には法面があります。地図上右側は一段下がっている2段形状の土地となっています。地図左側と中央の上段を車両置き場とし、右端の一段下がった下段の部分が縦に細長い土地となっていますが、修理部品の置き場として使用します。地面にはパレットを敷いて、周囲には雨除け遮熱カバーを利用するということです。法面は道路より下がっているので出入口にはスロープを設置します。隣接地ですが南側は山林、西側は2mの公道があり、その東側は譲渡人の農地となっており、その双方に土留め鋼板を設置します。西側は資材置き場で隣地既存のブロックがあります。北側は道路となっており新設で地先ブロックを設置し、出入口のスロープ道路面にU字溝を設置します。 なお、東側の法肩にも土留め鋼板を設置し、法面には芝を植えます。敷地内は碎石舗装とします。雨水は北側地面に雨水浸透施設を設置したうえで自然浸透により処理します。また出入口スロープ北部部分にはU字溝を設置し、東側の公共U字溝に接続します。周囲の農地に影響はありません。 なお、今回の申請地は農地転用に必要な面積としては最低限であると判断

	しています。御審議よろしくお願いします。
議長	御意見なれば、採決を行います。 第3号議案第5号について、許可相当とすることに異議なしとする方は 挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第3号議案受付番号5号については、許可相当とします。
議長	続きまして、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針 に基づく非農地証明について」受付番号4号について審議します。事務局 から説明をお願いします。
事務局	<第4号議案受付番号4号を朗読>
根本委員	議案の詳細については田邊推進委員から説明します。
田邊推進委員	申請地は峰公園から北東へ約170mの市街化調整区域です。現地は大半 が傾斜地であり、土地の形状から耕作することは困難で、先代も高齢であ ったことから耕作することなく、先代所有時から現在に至るまで山林と なっているようです。少なくとも平成19年から山林状態となっているこ とが航空写真から確認でき、農地性はないと思われます。御審議よろしく お願いします。
議長	御意見なれば、採決を行います。
	第4号議案受付番号4号について、承認とすることに異議なしとする方 は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案受付番号4号については、承認とします。
議長	続いて、第4号議案受付番号5号について、事務局から説明をお願いし ます。
事務局	<第4号議案受付番号5号を朗読>
矢島会長	申請地は長尾台子どもの遊び場から南西へ約290mの農振白地1筆で す。登記地目は山林ですが、課税地目が畠です。土地改良事業により道路 が整備されたことで傾斜がきつくなり、耕作することは困難で、現在に至 るまで山林となっています。航空写真から、少なくとも平成19年から山 林状態となっていることが確認でき、農地性はありません。御審議よろし くお願いします。
議長	御意見、御質問はありませんか。
奥村委員	第1号議案受付番号5号の案件の前に審議する必要があったのではないか でしょうか。
事務局	登記地目は山林ですが、税務課の判断により課税地目が畠となっている ため、譲受人の農地台帳に地番が記載されています。
	ただし、3条許可に必要な全部効率要件に違反しているとは言い切れな

	いため、3条許可の前に審議を行う必要はなく、議案の順番通りに審議させていただきました。
議長	御意見なれば、採決を行います。 第4号議案受付番号5号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第4号議案受付番号5号については、承認とします。
議長	続きまして、第5号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」受付番号106号、5号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。
事務局 石井勝委員	<第5号議案受付番号106号、5号を朗読> 106号ですが、前回の総会では保留案件となっていました。前回の現地調査の際、耕作しているとは言い切れない場所がありましたので、事務局から指導をしていただきました。再度現地調査を行い、耕作されていることを確認しました。場所はいずみ野駅から南西へ約200mの農用地5筆でネギ等を栽培しており、管理はしっかりとされていました。
金子委員 議長	5号ですが、野菜畑で耕作されており、肥培管理は良好です。 御意見なれば、採決を行います。
委員 議長	第5号議案受付番号106号、5号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第5号議案受付番号106号、5号については、承認とします。
議長	続いて、第5号議案受付番号6号、7号、8号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。
事務局 石井豊委員 和田推進委員	<第5号議案受付番号6号、7号、8号を朗読> 議案の詳細については和田推進委員から説明します。 6号ですが、申請地は下飯田駅から西側約300mにあり、いずれも肥培管理は良好でした。
金子委員	7号ですが、申請地はみかん、ブルーベリーなどの果樹と野菜が耕作されており、肥培管理は良好でした。
金子委員 小川委員	8号の詳細については小川委員から説明します。 8号ですが、申請地は適正に管理されており、特段問題はありませんでした。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見なれば、採決を行います。
委員	第5号議案受付番号6号、7号、8号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
	(総員挙手)

議長	総員挙手と認め、第5号議案受付番号6号、7号、8号については、承認とします。事務局から順に説明をお願いします。
議長	続いて、第5号議案受付番号9号、10号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。
事務局 鈴木宏委員	<第5号議案受付番号9号、10号を朗読> 9号、10号とも露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。 御意見なれば、採決を行います。
議長	第5号議案受付番号9号、10号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第5号議案受付番号9号、10号については、承認とします。
議長	続きまして、第6号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」受付番号1号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 金子委員	<第6号議案受付番号1号を朗読> 相沢五丁目ですが、海軍道路から東へ200mほどにあり、野菜が栽培されており、肥培管理は良好です。
廣瀬委員	中屋敷二丁目ですが、瀬谷西高校の西側に位置しており、麦が栽培されており、肥培管理は良好です。
議長	御意見なれば、採決を行います。
委員 議長	第6号議案受付番号1号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第6号議案受付番号1号については、承認とします。
議長	続きまして、第7号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。受付番号2号について、事務局から説明をお願いします。
事務局 廣瀬委員	<第7号議案受付番号2号を朗読> 申請地は東名高速と瀬谷柏尾線が交差する地点から北側へ約300mに位置していて、工業地域の中にある生産緑地です。被相続人である父は露地野菜を中心に行作していたそうですが、その父が亡くなる前後から母の介護やご自身の入院などがあり農地を維持管理することが難しい状況ということで、買取申出に至ったそうです。御審議よろしくお願いします。
議長	御意見なれば、採決を行います。
	第7号議案受付番号2号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第7号議案受付番号2号については、承認とします。
議長	続いて、第7号議案受付番号3号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<第7号議案受付番号3号を朗読>
金子委員	申請地は海軍道路から東へ400mほど入った住宅街にあり、自宅のすぐ隣の畑で、ブルーベリー、なす、ピーマンなど栽培していましたが、日常生活において階段の上り下りや、座ったり立ち上がったりといった農作業に必要な動作ができないということで、生産緑地を解除するということです。
議長	御意見、御質問はありませんか。
根本委員	故障で生産緑地を解除とのことですが、納税猶予はされているのでしょうか。
金子委員	謄本を確認すると納税猶予はされていません。
根本委員	納税猶予がされている土地の場合で、故障による生産緑地の解除をする場合に納税猶予はなくなるのでしょうか。納税する必要があるということでしょうか。
事務局	納税猶予は農地として管理している場合の話になるので、主たる従事者証明を出すということは、今後、農地としての管理ができないということになるので、納税猶予を受けているとすれば、農地として耕作管理できないということなので納税猶予の継続はできないと思います。このようなケースがこれまでにはなかったはずなので、お話を受けながらの回答にはなってしまうのですが。
根本委員	死亡の場合には、主たる従事者の証明を出して買取申出に進むけれども、故障の場合には、どのような事由であれ、納税猶予を受けていれば解除になり、猶予は取り消されるということですね。
事務局	事由としては、死亡と故障で分かれてはいますが、故障だったとしても今後の耕作管理ができない上での申出となるので、農地としての管理ができない状態であると考えます。
議長	御意見なければ、採決を行います。
	第7号議案受付番号3号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第7号議案受付番号3号については、承認とします。
議長	続きまして、第8号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について」一括で事務局から説明をお願いします。
事務局	<第8号議案泉79、瀬谷14を朗読>
議長	御協力をお願いします。

議長	続きまして、第 9 号議案「地域計画の案に関する意見聴取について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 9 号議案を朗読>
議長	御意見なれば、採決を行います。
	第 9 号議案について、意見なしとすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員举手)
議長	総員举手と認め、第 9 号議案については、意見なしとします。
議長	続きまして、第 10 号議案「農用地利用集積等促進計画の意見照会について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 10 号議案を朗読>
議長	御意見なれば、採決を行います。
	第 10 号議案について、意見なしとすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員举手)
議長	総員举手と認め、第 10 号議案については、意見なしとします。
議長	続きまして、第 11 号議案「農地法第 30 条の規定に基づく農地利用状況調査について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 11 号議案を朗読>
議長	御意見なれば、採決を行います。
	第 11 号議案について、意見なしとすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員举手)
議長	総員举手と認め、第 11 号議案については、意見なしとします。
議長	続きまして、第 12 号議案「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の実施状況の公表について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 12 号議案を朗読>
議長	御意見なれば、採決を行います。
	第 12 号議案について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員举手)
議長	総員举手と認め、第 12 号議案については、承認とします。
議長	続きまして、第 13 号議案「横浜市南西部農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について」を審議します。事務局から説明をお

	願いします。
事務局	<第 13 号議案を朗読>
議長	御意見なれば、採決を行います。 第 13 号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 13 号議案については、承認とします。
議長	続いて、議案書の報告事項について、第 1 号報告から第 7 号報告まで一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	<報告事項第 1 号から第 7 号まで一括で報告>
議長	報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。 御意見等がないようでしたら、その他の案件及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
事務局	周知 1 <「地域計画に関するアンケート調査への協力のお願い」について説明>
議長	以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見、御質問はありますでしょうか。 御意見がないようでしたら、これをもちまして第 23 回総会を閉会いたします。
	(閉会 15 時 40 分)

令和7年5月23日開催 第23回総会出席状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	矢島 寛	会長	出席	議長
2	森 雅則	会長職務代理者	出席	議事録署名人
3	田中 豊		出席	
4	石井 勝		出席	
5	金子 秀喜	連合会理事	出席	
6	石井 勝則		出席	
7	奥村 玄		出席	
8	石井 豊		出席	
9	根本 和正	連合会理事	出席	
10	宮森 和之		出席	
11	鈴木 宏	連合会理事	出席	
12	廣瀬 豊		出席	議事録署名人

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	小宮藤 正		出席	
2	清水 昭男	連合会理事	出席	
3	大山 明裕		出席	
4	門倉 和美		出席	
5	田邊 実		出席	
6	角田 雅久		出席	
7	和田 新治		出席	
8	鈴木 勇次	連合会理事	出席	
9	宮川 正		出席	
10	相澤藤 雄		欠席	
11	小川 正寿		出席	

会議に出席した関係者の氏名 田並所長、山本係長、稲葉事務職員、栗林事務職員、木場技術職員
 三木事務職員、山根事務職員、吉田技術職員
 農政推進担当：黒木係長、渡利技術職員